

薬生食輸発0115第2号  
平成31年1月15日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公 印 省 略)

特定の製造者が製造するタイ産食品の取扱いについて

今般、地方自治体の収去検査の結果、タイ産チリソースからサイクラミン酸が検出され、食品衛生法違反として取り扱われた事例があったことから、下記製造者が製造する加工食品については、輸入者に対し、本日以降に初めて輸入される製品ごとに、サイクラミン酸に係る自主検査を指導するようお願いいたします。

記

DE SMIT FOOD INTERNATIONAL CO., LTD.